

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-236784
(P2004-236784A)

(43) 公開日 平成16年8月26日(2004.8.26)

(51) Int. Cl.⁷

A63F 7/02

F I

A63F 7/02 304Z

A63F 7/02 326C

テーマコード(参考)

2C088

審査請求 未請求 請求項の数 1 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2003-27885 (P2003-27885)

(22) 出願日 平成15年2月5日(2003.2.5)

(71) 出願人 000148922

株式会社大一商会

愛知県名古屋市中村区鴨付町1丁目2番地

(74) 代理人 100120592

弁理士 山崎 崇裕

(72) 発明者 市原 高明

愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地 株式会社大一商会内

(72) 発明者 坪井 睦

愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地 株式会社大一商会内

Fターム(参考) 2C088 DA09 EA08 EA15

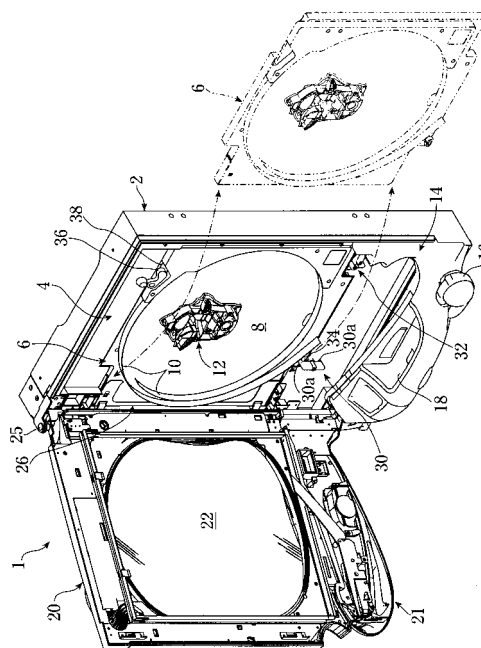
(54) 【発明の名称】 遊技機

(57) 【要約】

【課題】 遊技盤の交換作業を容易にする。

【解決手段】 パチンコ遊技機 1 は、基枠 4 に対して前面側から遊技盤 6 を取り付け可能であり、遊技盤 6 はロック部材 30, 32 等を用いて基枠 4 に固定することができる。遊技盤 6 を交換する際は、ガラス枠 20 を開いて電源を切り、この状態で前側から遊技盤 6 を着脱する。このときガラス枠 20 を開くだけで遊技盤 6 を着脱することができるし、基枠 4 を開放する必要がないため効率的に遊技盤 6 の交換作業を行うことができる。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

島設備に設置された状態で、外部電源から電力の供給を受けて作動する遊技機において、遊技機本体の内部に設けられ、遊技者に相対する前面側にて開閉可能な内扉部材と、前記内扉部材に設けられ、前記外部電源からの給電を断続する電源スイッチとを具備したことを特徴とする遊技機。

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、遊技者に背向する裏面側にて外部電源に接続される遊技機に関する。

10

【0002】**【従来技術】**

この種の遊技機は、例えば遊技場内の島設備に設置した状態で使用され、通常、1つの島設備には複数台の遊技機が列をなして配置される。島設備内で各遊技機は、その裏面側に付属する電源コードを通じて外部電源（例えば、業務用電源）に接続され、これにより全ての遊技機への電力供給が可能となっている。

【0003】

その一方で、同じ島設備内であっても個々の遊技機は構造的に独立しており、その1台ごとに機種の入替えや保守・点検作業が可能である。こうした作業の前には対象となる遊技機の電源が切れた状態にしておく必要があり、そのためには島設備内にて、遊技機と外部電源との接続を切り離す作業を行わなければならない。

20

【0004】

そこで従来、遊技機毎に入出力線用中継ユニットを設けることで、電源コードを外部電源に接続したままの状態であっても遊技機の保守・点検作業を可能とする技術が知られている（例えば、特許文献1参照。）。この公知の入出力線用中継ユニットは電源スイッチを備えており、この電源スイッチを操作することでパチンコ機と外部電源とを接続する電源回路をオン・オフすることができる。このような入出力線用中継ユニットは、例えばパチンコ機の本体枠の裏面上端に取り付けられており、具体的には球タンクの側方で、かつ、賞球払出制御装置の上方に設置されている。この場合、島設備内で作業の対象となるパチンコ機の裏面を開放し、そして入出力線用中継ユニットの電源スイッチを切れば、その台への通電だけを遮断することができる。

30

【0005】**【特許文献1】**

特開平6-142284号公報（第2-3頁、図5）

【0006】**【発明が解決しようとする課題】**

上述した公知の入出力線用中継ユニットは、パチンコ機の機種変更や保守・点検作業を行う際にその電源スイッチをオフにするだけでよいので、これら作業のために島設備の外部電源を一斉に落としたり、あるいは台ごとに電源コードを抜いたりする手間を必要としない点で利便性に優れている。

40

【0007】

一方、近年においては遊技機の技術分野における進歩はめざましく、その開発サイクルがますます短縮化される傾向にある。このため製造者からは、次々に新規な技術を搭載した機種が提供されており、また遊技場においても、さらなる顧客サービス向上のため新機種の導入が積極的に行われているところである。

【0008】

このような背景のもとでは、いたるところで遊技機の機種変更や保守・点検作業が高頻度を実施されることから、その際の作業効率をいかにして高め、遊技機の稼働率をどこまで向上することができるかが今後の技術課題として大きく着目される。

【0009】

50

そこで本発明は、遊技機の機種変更や保守・点検作業の効率をより一層改善することで、遊技機産業界のニーズに応えることを課題としたものである。

【0010】

【課題を解決するための手段】

本発明は、特に電源の切断および投入の作業性を向上することで上記の課題を解決している。このため遊技機の具体的な構成は、その本体内部に設けられて遊技者に相対する前面側にて開閉可能な内扉部材と、この内扉部材に設けられて外部電源からの給電を断続する電源スイッチとを備えたものとなっている（解決手段1）。遊技機本体は、枠等の構造部材をはじめ各種の構成要素を一体として総称したものであるが、その内部に設けられる内扉部材には、例えば遊技盤を保持する基枠が含まれている。このような内扉部材が前面側に開閉可能な構造であることから、島設備に設置された状態で、遊技機本体の内部や裏面を容易に開放することができる。このため作業者は、遊技機の機種変更や保守・点検作業の際に電源スイッチを容易に操作することができ、確実に電源が切れた状態で各種の作業を行うことができる。

10

【0011】

上述のように遊技機は島設備に設置されており、この状態で遊技者に背向する裏面側にて外部電源に接続されている。このため、より好ましい遊技機の構成は、遊技機本体の内部に設けられ、遊技者に相対する前面側にて開閉動作可能な内扉部材と、遊技機本体の前面に設けられて内扉部材を覆う一方、内扉部材とは独立して開閉動作することで、遊技機本体の内部を前方に向けて開放可能とする前面扉部材と、この前面扉部材のみを開いた状態で、外部電源からの給電を断続するべく前面側から操作可能な電源スイッチ手段とを備えたものとなる（解決手段2）。

20

【0012】

遊技場の島設備においては、外部電源と遊技機との接続はその裏面側にてなされる方がきわめて自然で合理的な態様である。したがって、外部電源から個々の遊技機に電力を取り込んだり、その電力を調整して各種の構成要素へ分配したりするための装備（例えば、分電基板や電源基板等）もまた、通常は遊技機の裏面に設置されている。このため通常であれば、遊技機の機種変更や保守・点検作業の際は、遊技機の裏面を開放し、そこで何らかの操作（例えば、電源スイッチのオフ操作やプラグを抜く操作）を行って外部電源からの給電を断つこととなる。

30

【0013】

これに対し本発明では、例えば内扉部材の裏面側にて外部電源との接続がなされていたとしても、これとは別に前面扉部材のみを開くだけで外部電源からの給電を断続する操作を行うことができる。この場合、電源を断続する際に内扉部材を開いて遊技機の裏面を開放する必要がないので、作業の負担を大幅に軽減することができる。

【0014】

上述した電源スイッチ手段としての機能は、その構成に内扉部材の裏面側となる位置に設けられて外部電源からの給電を断続可能な電源スイッチと、内扉部材を貫通して形成され、前面扉部材を開いた状態でその前面側から電源スイッチへのアクセスを許容する一方、前面扉部材を閉じた状態でその前面からは閉塞される貫通路とを含むことで実現される（解決手段3）。

40

【0015】

この場合、通常の状態に基づき内扉部材の裏面側となる位置に電源スイッチが設けられる。具体的な配置としては、例えば内扉部材の裏面に電源スイッチが直接設けられる態様であってもよいし、あるいは、内扉部材の裏面側に他の装備品（例えば機構盤等）が設置される場合は、この装備品に電源スイッチが設けられる態様であってもよい。いずれにしても、前面扉部材を開くだけで電源スイッチを前面側から操作することができるので、さらに内扉部材を開放する必要がない。また、前面扉部材を開いただけでは電源コード等の配線類が前面側に露出しないので、例えば作業時に配線類が誤って抜け落ちたり、扉部材に挟み込まれて断線したりするような事故が未然に防止される。またいうまでもなく、内扉

50

部材を開放した場合は通常のように裏面側から電源スイッチを操作して電源を断続することができるので、特に作業性が損なわれることはない。

【0016】

一方、貫通路は前面扉部材を閉じた状態でその前面、つまり、遊技機本体の外部からは閉塞されているので、このとき遊技機本体の外部から電源スイッチにアクセスすることはできない。したがって、通常設置状態で遊技機の稼働中に誤って電源スイッチが操作される等、不測の事態により電源が遮断される危険性はない。なお、貫通路は例えば、内扉部材の中程の部分を通したものであってもよいし、あるいは内扉部材を部分的に切り欠いたものでもよい。

【0017】

これとは別に電源スイッチ手段は、その構成に内扉部材を挟んでその前面側および裏面側となる位置にそれぞれ設けられた2つの電源スイッチを含んでおり、これら2つの電源スイッチの一方を操作することで外部電源からの給電を断続可能とすることも実現される(解決手段4)。ここでも電源スイッチの具体的な配置は、上述のように内扉部材の前面または裏面に直接設けられる態様であってもよいし、あるいは、その前面側または裏面側に設置される他の装備品に設けられる態様であってもよい。

10

【0018】

この場合、例えば外部電力から遊技機に給電がされている状態で、2つの電源スイッチのいずれか一方を操作すれば給電が断たれ、逆に、給電がされていない状態でいずれか一方の電源スイッチを操作すれば遊技機に給電が行われる。このような態様は、身近な例で例えば屋内電灯のメイク・ブレイクスイッチと等価な構成である。例えば階段の上階と下階、あるいは、部屋の入口付近とその奥にそれぞれ1つずつスイッチがあり、そのいずれかを操作すれば屋内電灯をオン・オフできる仕組みと同じである。したがって、遊技機の機種変更や保守・点検作業を行う際に、内扉部材を開放しない場合はその前面の電源スイッチを操作することで電源を断続することができるし、また内扉部材を開放する場合は前面および裏面のいずれの電源スイッチを操作しても電源を断続することができるので、電源の断続操作がしやすく、作業性を高めることができる。

20

【0019】

また本発明の遊技機は、内扉部材に着脱可能に設けられ、外部電源からの供給電力が分配されて作動する遊技用ユニットをさらに備えており、この遊技用ユニットは、前面扉部材のみを開放した状態で前面側から着脱が可能である(解決手段5)。このように遊技用ユニットが前面側から着脱可能な構造であれば、遊技用ユニットを交換する際に前面扉部材を開くだけで前面側から電源の断続操作も合わせて行うことができるので、きわめて合理的に作業を行うことができ、その作業効率を大きく向上することができる。

30

【0020】

【発明の実施の形態】

本発明の好適な実施の形態としては、例えばパチンコ遊技やアレンジボール遊技を提供するパチンコ遊技機を挙げることができる。以下、パチンコ遊技機を例に挙げて本発明の実施形態について説明する。

【0021】

図1は、一実施形態のパチンコ遊技機1を示している。このパチンコ遊技機1は外枠2を備えており、この外枠2内に基枠4が取り付けられている。また、基枠4には遊技用ユニットの一例として遊技盤6が取り付けられており、この遊技盤6の盤面構成によりパチンコ遊技機1の機種が特徴付けられている。

40

【0022】

パチンコ遊技機1は通常、図示しない島設備に設置された状態で使用され、このとき外枠2が島設備に対して固定される。図1にはパチンコ遊技機1が単独で示されているが、島設備には通常、複数台のパチンコ遊技機1が幅方向に列をなして設置される。この状態で、パチンコ遊技機1は遊技盤6の盤面を有する側、つまり、その表側が遊技者に相対する前面となる。このため、パチンコ遊技機1はその裏面が遊技者に背向した格好となり、こ

50

の裏面側にて、図示しない外部電源（例えば業務用電源）に接続される。なお、外部電源との接続には例えば電気コードが用いられる。

【0023】

遊技盤6はその前面からみてほぼ矩形となる外形を有しており、その中央にほぼ円形の遊技領域8が形成されている。公知のように、遊技領域8は周囲を案内レール10に囲まれており、その中央の位置にはセンター役物12が設けられている。なおパチンコ遊技機1の機種によっては、遊技領域8の中央の位置に液晶表示装置が設けられることもある。その他、遊技領域8内には通常、障害釘や風車、各種入賞口等の盤面構成要素が配置されているが、これらについては公知のものを適用可能であるため、本実施形態では図示とともにその説明を省略している。

10

【0024】

また、外枠2には前面枠14が取り付けられており、この前面枠14は基枠4の前面を部分的に覆っている。前面枠14は、その下部に発射ハンドル16や下皿18等を有するほか、ガラス枠20や下皿ユニット21がヒンジを介して取り付けられている。また図示のように、ガラス枠20および下皿ユニット21はそれぞれ一側端（この例では左側端）のヒンジを介して前面側にて開閉可能となっている。

【0025】

図1ではガラス枠20が開いた状態で示されており、それゆえガラス枠20の裏面が具体的に示されている。ガラス枠20はその中央にガラス面22を有しており、ガラス枠20を閉じた状態でガラス面22内に遊技領域8が覆われ、遊技領域8の外となる遊技盤6の四隅および基枠4は、その前面をガラス枠20により覆われるものとなっている。このため遊技盤6は、その前面の遊技領域8のみがガラス面22を通して遊技者に視認可能であり、その外側（周囲）は遊技者からほとんど視認されない。また、基枠4はガラス枠20により完全に覆い隠されるので、ガラス枠20を閉じた状態では、パチンコ遊技機1の外側から基枠4は視認されないし、基枠4に触れることも不可能となっている。

20

【0026】

図2は、基枠4および遊技盤6の取り付け状態を具体的に示しており、この図2では前面枠4とともにガラス枠20が省略されている。基枠4もまた矩形をなし、その外形は外枠2の前面開口をほとんど覆い隠すだけの大きさを有している。また基枠4は、その一側縁部（この例では左側縁部）が上下一対のヒンジ25を介して外枠2に支持されており、それゆえ基枠4は、外枠2に対して前面側にて開閉動作可能となっている。

30

【0027】

なお、本実施形態のパチンコ遊技機1はその構造上、図1に示されるようにガラス枠20が基枠4とは独立して開閉動作可能となっている。また、ガラス枠20を開いた状態でさらに基枠4を開閉することもできるし、ガラス枠20を閉じた状態であっても、基枠4およびガラス枠20を一体として前面側にて開閉させることもできる。なお基枠4を開閉すると、前面枠14もまた一体に開閉される。

【0028】

また本実施形態のパチンコ遊技機1では、図1中の2点鎖線で示されるように遊技盤6がパチンコ遊技機1の前面側から基枠4に対して着脱可能となっている。このためパチンコ遊技機1の機種変更や遊技盤6の保守・点検作業を行う際は、ガラス枠20を前面側に開くだけで遊技盤6の取り外し・取り付けを行うことができる。

40

【0029】

上述のように遊技盤6をパチンコ遊技機1の前面側から着脱可能とするため、基枠4には遊技盤支持部材26が取り付けられており、この遊技盤支持部材26は基枠4の一側縁部（この例では左側縁部）に配置されている。遊技盤支持部材26は基枠4の左側縁部に沿って上下方向に延び、その上下端はいずれもヒンジピン28を介して基枠4に連結されている。これらヒンジピン28は遊技盤支持部材26の上下端からそれぞれ突出し、基枠4に対して遊技盤支持部材26を水平方向に回動可能としている。

【0030】

50

遊技盤支持部材 2 6 はその長手方向（この例では上下方向）でみて溝形状の断面を有し、その内側に遊技盤 6 の一側縁部（この例では左側縁部）を受け入れ可能となっている。また遊技盤支持部材 2 6 は、その上下端に支持プレート 2 6 a , 2 6 b を有しており、これら支持プレート 2 6 a , 2 6 b 間に遊技盤 6 を挟み込んで遊技盤 6 を支持し、その重量を受け持ったまま基枠 4 に対して回動することができる。

【 0 0 3 1 】

また、基枠 4 はその内側に開口 4 a を有しており、この開口 4 a は遊技盤 6 の外形に合わせた形状をなしている。このため図 2 に示されるように、遊技盤 6 は開口 4 a に嵌り込んだ状態で基枠 4 に取り付けられている。また基枠 4 には、開口 4 a の下縁部に 2 つのロック部材 3 0 , 3 2 が設けられている。これらロック部材 3 0 , 3 2 は基枠 4 の幅方向に間隔をおいて配置され、いずれも基枠 4 に対して垂直面内にて回動自在に支持されている。

10

【 0 0 3 2 】

このうち一方（この例では左方）のロック部材 3 0 は、例えば 2 本羽根のプロペラ形状をなし、図示のように縦長となる姿勢で遊技盤 6 を係止することができる。より詳しくは、遊技盤 6 の下端部に係止部 3 4 が設けられており、この係止部 3 4 は遊技盤 6 から手前側に突出して形成されている。一方、図 1 に示されるように、ロック部材 3 0 の両端にはそれぞれ係止部 3 4 に対応したかぎ爪 3 0 a が形成されており、ロック部材 3 0 はそのかぎ爪 3 0 a を係止部 3 4 の上端に引っ掛けることで遊技盤 6 を係止することができる。なお、もう一方のロック部材 3 2 も同様に図示の位置で遊技盤 6 を係止しているが、ここではその具体的な説明を省略する。

20

【 0 0 3 3 】

また、開口 4 a の上縁部にも別のロック部材 3 6 が設けられており、このロック部材 3 6 もまた、基枠 4 に対して垂直面内で回動自在に支持されている。一方、遊技盤 6 の右上縁部には逆三角形の凹部 3 8 が形成されており、この凹部 3 8 はその上方からロック部材 3 6 を受け入れることができる。なお、凹部 3 8 は遊技盤 6 の装飾部材 4 0 に形成されており、この装飾部材 4 0 は遊技盤 6 の右側縁部に取り付けられて遊技領域 6 の周囲を区画している。

【 0 0 3 4 】

図 2 に示されるように、ロック部材 3 6 は下方へ回動された状態で凹部 3 8 に嵌り込む。この状態でロック部材 3 6 は遊技盤 6 を基枠 4 に固定し、遊技盤 6 が前面側へ抜け出るのを防止している。この状態からロック部材 3 6 が上方へ回動されると遊技盤 6 の固定が解除され、このとき遊技盤 6 が基枠 4 から抜き出し可能となる。

30

【 0 0 3 5 】

また、遊技盤 6 にはメイン制御基板やサブ制御基板等（図示していない）の電子機器類が設けられており、これら制御基板は遊技盤 6 への電力の供給により作動することができる。このうちメイン制御基板は、パチンコ遊技機 1 による遊技の進行に伴い、賞球指令信号の出力や各種役物の動作制御、当り判定、確率設定、入賞検出、大当り制御（大入賞口の開閉）、演出指示処理等を行うための各種の制御プログラムを実行する。またサブ制御基板は、遊技の進行に伴う効果音や音声の出力、発光装飾等の制御を行うプログラムを実行する。

40

【 0 0 3 6 】

図 3 は、パチンコ遊技機 1 の裏面を示している。本実施形態の場合、遊技盤 6 と基枠 4 との間、あるいは遊技盤 6 と遊技盤支持部材 2 6 との間にそれぞれコネクタ 4 2 , 4 4 が設けられており、遊技盤支持部材 2 6 に遊技盤 6 を装着した状態でこれを基枠 4 に嵌め込むと、遊技盤 6 の背面側にて互いのコネクタ 4 2 , 4 4 が接続され、これによりメイン制御基板およびサブ制御基板に対する配線が接続されるものとなっている。

【 0 0 3 7 】

この場合、遊技盤 6 を基枠 4 から抜き出すときにコネクタ 4 2 , 4 4 が一緒に外れてしまうので、その前にメイン制御基板やサブ制御基板への通電を止めておく必要がある。このためパチンコ遊技機 1 は、遊技盤 6 に供給される電力を断続可能な電源スイッチを有して

50

おり、以下、電源スイッチの具体的な実施例について説明する。

【0038】

【実施例】

(第1実施例)

図3に示されるように、基枠4の裏面にはその上部に電源基板ボックス46が取り付けられており、この電源基板ボックス46には例えば電力供給回路(図示しない)が内蔵されている。この電力供給回路は、遊技盤6(メイン制御基板およびサブ制御基板)に供給するための電力を生成する機能を有するものであってもよいし、あるいは、単に遊技盤6に分配される電力を中継するものであってもよい。そして、この電源基板ボックス46に第1実施例の電源スイッチ48が設けられており、この電源スイッチ48は上述の電力供給回路を開閉することで少なくとも遊技盤6への給電を断続することができる。

10

【0039】

図4は、電源基板ボックス46をより具体的に示している。電源基板ボックス46は横長に延びる箱形状をなし、その一側面(図3でみて右側面)からレバー状の電源スイッチ48が突き出ている。この状態で、電源スイッチ48は電源基板ボックス46に対して上下に揺動することができ、例えば図示の状態から上方へ起こされると遊技盤6に給電され、逆に下方へ倒されると遊技盤6への給電が遮断される。このような電源スイッチ48の特性に合わせて、電源基板ボックス46の一側面には「ON」および「OFF」の文字表記が付されている。

【0040】

さらに図5を追加すると、基枠4には電源基板ボックス46に近接して貫通孔50が形成されており、この貫通孔50は基枠4の上部を矩形にくり抜いて形成されている。作図の都合上、図1および図2には貫通孔50が示されていないが、この貫通孔50は基枠4を厚み方向に貫通しており、それゆえ貫通孔50は基枠4の前面側から裏面側に通じる貫通路となっている。

20

【0041】

また、図5に示されるように基枠4の前面からみて、ちょうど貫通孔50内に電源スイッチ48が臨むような位置関係にある。貫通孔50は電源スイッチ48の揺動領域に比較して充分大きな開口面積を有するとともに、図4中の2点鎖線で示されるように、作業者の手指等を容易に挿通可能な大きさを有している。このため、図5に示されるようにガラス枠20のみを開いた状態であっても、貫通孔50を通じてパチンコ遊技機1の前面側から電源スイッチ48に容易にアクセスすることができる。この場合、例えば作業者が貫通孔50に手指を挿通して電源スイッチ48を操作することができるので、基枠4の裏面を開放することなく遊技盤6への給電を断続することができる。

30

【0042】

またガラス枠20を閉じた状態では、貫通孔50がガラス枠20に覆われるため、貫通孔50はガラス枠20の前面、つまり、パチンコ遊技機1の外部からは閉塞される。したがって、通常の設定状態で電源スイッチ48が誤操作されることがなく、パチンコ遊技機1の稼働中に遊技者が無意識または故意に電源スイッチ48を操作して電源が遮断されるといった不測の事態が回避される。

40

【0043】

(第2実施例)

次に図6および図7は、電源スイッチの第2実施例を示している。この場合も同様に、基枠4の裏面上部に電源基板ボックス52が設けられており、この電源基板ボックス52もまた、第1実施例の場合とほぼ同様の機能を有している。

【0044】

第2実施例の場合、例えば電源基板ボックス52に付属してスイッチボックス52aが設けられており、このスイッチボックス52aは2つの電源スイッチ54, 56を有している。これら2つの電源スイッチ54, 56は、例えばシーソー形のロッカスイッチからなっており、また、2つの電源スイッチ54, 56がスイッチボックス52aの両側に1つ

50

ずつ位置することで互いに背向し合う位置関係にある。

【0045】

また基枠4には小開口4bが形成されており、この小開口4bはスイッチボックス52aを嵌め込み可能な形状を有している。図7に示されるように、電源基板ボックス52を基枠4の裏面に取り付けた状態では、スイッチボックス52aが小開口4bに嵌り込み、基枠4の前面および裏面にそれぞれ1つずつ電源スイッチ54, 56が位置することとなる。

【0046】

このとき、図7の取り付け状態でみて一方の電源スイッチ54は基枠4の裏面側から操作可能であり、これに対し、他方の電源スイッチ56は基枠4の前面側から操作可能である。そして、これら2つの電源スイッチ54, 56は、そのいずれか一方を操作することで遊技盤6への給電を断続することができる。例えば、遊技盤6に給電されている状態で、いずれか一方の電源スイッチ54, 56を操作すると、その給電が遮断される。これとは逆に、遊技盤6への給電が断たれている状態でいずれか一方の電源スイッチ54, 56を操作すると、遊技盤6への給電が開始されることとなる。

10

【0047】

したがって遊技盤6の交換やその保守・点検作業を行う際、例えばガラス枠20だけを開いた状態では、前面側の電源スイッチ56を操作することで遊技盤6の電源を断続することができる。また、基枠4をも開いた状態であれば、前面側および裏面側のいずれかの電源スイッチ54, 56を操作することで遊技盤6の電源を断続することができる。なお一旦、いずれか一方の電源スイッチ54, 56を操作して電源を切った後は、次に電源を投入する準備が整うまで他方の電源スイッチ54, 56を操作しないように留意する必要がある。

20

【0048】

上述した第1および第2実施例は、それぞれに特有の利点を有する。例えば、第1実施例では1つの電源スイッチ48を両側から操作できるため、部品点数の最少化によりコストを抑えることができる。また、第2実施例では両側に1つずつ電源スイッチ54, 56が設けられているため、いずれの側からも作業者が電源スイッチ54, 56を容易に視認することができる。この場合、作業者が機種変更や保守・点検作業に熟練していなくても、ガラス枠20または基枠4を開放することで電源スイッチ54, 56の所在を確認できるため、確実に電源スイッチ54, 56のオン・オフ操作を促すことができる。

30

【0049】

また、本実施形態のパチンコ遊技機1のように遊技盤6が前面側から着脱可能な構造であれば、その交換の際にガラス枠20を開くだけで作業が可能であるし、このときパチンコ遊技機1の前面側から電源のオン・オフ操作も合わせて行うことができるので、きわめて合理的な態様で遊技盤6の交換作業を効率的に行うことができる。

【0050】

第1実施例では、基枠4をくり抜いて貫通孔50を形成しているが、これに代えて基枠4の上縁部を切り欠いてもよい。この場合、例えば基枠4の開口4aから上方に延びる切り欠きを形成し、その内側に電源スイッチ48を臨ませることで同様に両側からの操作が可能となる。

40

また、第2実施例では1つのスイッチボックス52aに2つの電源スイッチ54, 56を有する構成を採用しているが、これら2つの電源スイッチ54, 56は基枠4の前面および裏面に別々に設けられていてもよい。

【0051】

さらに第1および第2実施例では、電源スイッチ48, 54, 56等が基枠4の前面または裏面に直接設けられているが、例えば基枠4の裏面側に機構盤(図示していない)がさらに設置されている場合、この機構盤に電源スイッチ48, 54を設けることもできる。また第2実施例の電源スイッチ56は、基枠4の前面側となる位置に設置されていればよいので、例えばガラス枠20の裏面に電源スイッチ56を設けることもできる。

50

【 0 0 5 2 】

なお、第 1 および第 2 実施例で挙げた電源スイッチ 4 8 , 5 4 , 5 6 等はいずれも好ましい例示であり、特にその具体的な態様が制約されるものではない。例えば、レバー式やロツカ式のスイッチだけでなく、プッシュ式やダイヤル式、タッチ式等、各種のスイッチを電源スイッチとして使用することができる。

【 0 0 5 3 】

一実施形態のパチンコ遊技機 1 では、遊技盤 6 が前面側から着脱可能となっているが、本発明の遊技機は、遊技盤が基枠の裏面側から着脱されるタイプのものであってもよい。

【 0 0 5 4 】

その他、一実施形態のパチンコ遊技機 1 で挙げた遊技盤 6 や基枠 4、ガラス枠 2 0 等の具体的な形状や構造はいずれも好ましい例示であり、特にこれらに制約されることはない。また、パチンコ遊技機 1 を構成する各種の要素はあくまで一例であり、これらは本発明を適用するべき遊技機の態様に応じて適宜変更可能である。

【 0 0 5 5 】

【 発明の効果 】

本発明の遊技機は、機種変更や保守・点検作業の効率化を図り、広く遊技機産業界のニーズに応えることができる。また、遊技場においても作業効率の改善や作業負担の軽減が図られることから、機械稼働率の向上や顧客サービスの向上に大きく寄与することができる。

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】 一実施形態のパチンコ遊技機の斜視図である。

【 図 2 】 遊技盤および基枠の正面図である。

【 図 3 】 パチンコ遊技機の背面図である。

【 図 4 】 図 3 中、電源基板ボックスの部分を拡大して示した斜視図である。

【 図 5 】 パチンコ遊技機のガラス枠を開いた状態で示した正面図である。

【 図 6 】 電源スイッチの第 2 実施例を示したパチンコ遊技機の背面図である。

【 図 7 】 図 6 中、V I I - V I I 線に沿う断面図である。

【 符号の説明 】

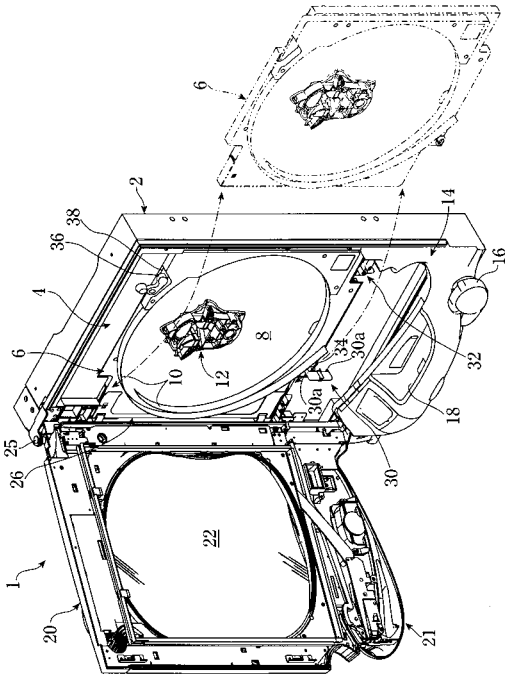
- 1 パチンコ遊技機
- 2 外枠
- 4 基枠（内扉部材）
- 6 遊技盤（遊技用ユニット）
- 2 0 ガラス枠（前面扉部材）
- 4 6 電源基板ボックス（電源スイッチ手段）
- 4 8 電源スイッチ
- 5 0 貫通孔（貫通路）
- 5 2 電源基板ボックス（電源スイッチ手段）
- 5 4 , 5 6 電源スイッチ

10

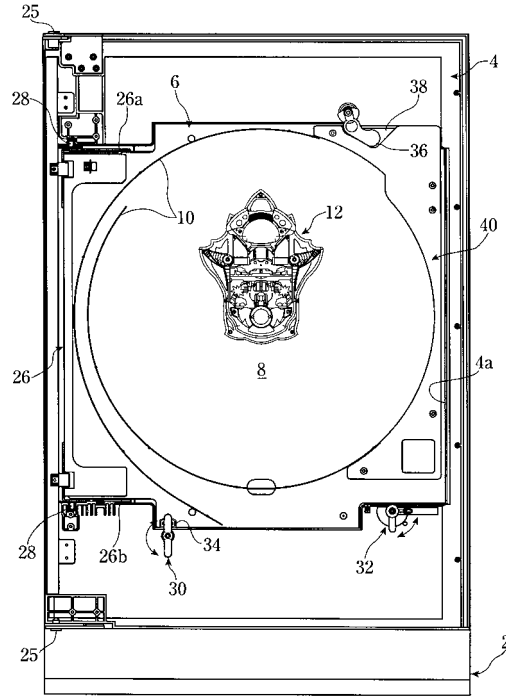
20

30

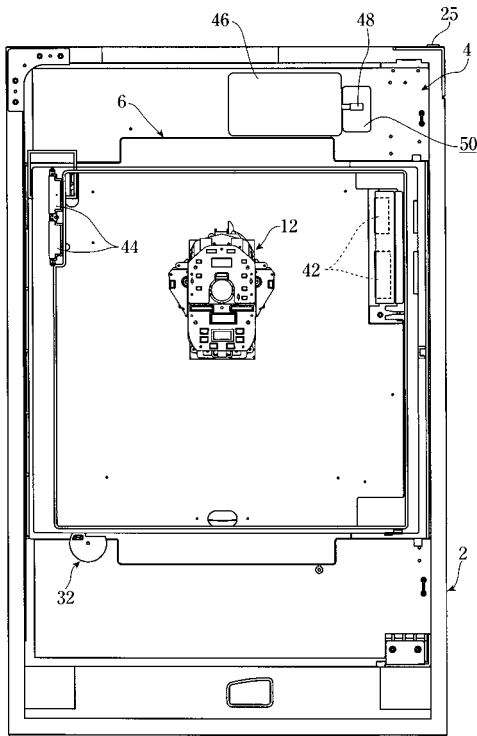
【図 1】



【図 2】



【図 3】



【図 4】

